若者の新生活を応援！

令和7年4月～

たつの市

結婚新生活支援事業補助金

最大60万円

詳細は　たつの市都市政策部町おこし課

☎0791-64-3167

たつの市結婚新生活支援事業補助金のご案内

補助額

夫婦のいずれもが29歳以下の場合　上限 60万円

夫婦のいずれもが39歳以下の場合　上限 30万円

申請方法

申請書と必要書類を添えて、町おこし課の窓口に申請してください。

対象世帯（次の要件をすべて満たす新婚世帯）
〇令和7年1月1日から令和8年3月 31 日までの間に婚姻届を提出した世帯
〇婚姻日において、夫婦双方の年齢が 39 歳以下の世帯
〇申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅にある世帯
〇所得証明書を基に、前年の夫婦の合計所得の額が 500 万円未満である世帯
（貸与型奨学金の返還を行っている場合は、前年の返還金額を控除します。）
〇夫婦の双方が過去にたつの市または他市町で、結婚新生活支援事業補助金の補助を受けたことがない世帯
〇夫婦の双方が市税を滞納していない世帯
〇夫婦の双方が暴力団員でない世帯
〇たつの市に3年以上継続して定住する意思がある世帯

対象費用
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用
※婚姻日から起算して1年前の日以降に契約を行ったものに限ります。
〇住宅の購入費用（土地の購入代金、住宅ローンに係る手数料・利息、分譲マンションの管理費等については対象外）
〇賃貸・共益費（敷金、礼金、仲介手数料、契約一時金、更新手数料、駐車場代、火災保険料等は対象外）
〇住宅のリフォーム費用（倉庫・車庫・フェンス等の工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費用等は対象外）
〇住宅への引っ越し費用（住居の移転に伴う引越業者や運送業者を利用して行った荷物の移動・運送のみが対象）
（不用品処分費やエアコン等の移設費、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用等は対象外）

申請に必要なもの（すべての世帯）
〇たつの市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
〇誓約書（様式第2号）　〇婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本　〇夫婦双方の住民票の写し
〇夫婦双方の所得証明書　〇夫婦双方の納税証明書（完納証明書）
〇対象費用を支払ったことが分かる資料（申請に係る住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用）

申請に必要なもの（該当する世帯のみ）
〇貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の貸与を受けている場合）
〇申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）
〇申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合）
〇申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合）
〇申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類（住宅を賃借している場合）
（住宅手当等支給証明書（様式第3号）又は住宅手当等の額を確認できる給与明細）

＜申請期限＞
令和7年4月1日　～　令和 8 年3月31日
※婚姻後、住宅賃借費用や引越費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となりますが、書類不足等により受付することが出来ない場合があるため、申請はお早めにお願いします。